

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新単価」といいます。）の改訂を踏まえ、適正な価格での契約及び技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等を確保するため、下記の工事・工事関連業務委託（以下「工事等」といいます。）について特例措置を定めました。

記

1 措置の概要

2 に定める工事等の請負者・受託者は、焼津市建設工事請負契約約款第 52 条及び焼津市土木設計業務等委託契約約款第 51 条の規定に基づき、請負代金額・業務委託料（以下「請負代金額等」といいます。）の変更協議を請求することができることとします。

2 対象案件

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事等のうち、予定価格の積算を、令和 6 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（旧単価）で行っているもの

3 具体的な取扱い

次の方式により変更後の請負代金額等を算出し、変更契約を行うものとします。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約時点の落札率

4 請求方法

変更の協議を希望する場合は、**工事は様式 2、工事関連業務委託は様式 4**により担当課に請求してください。請求後、変更契約の手続きに沿って、契約金額の変更の協議を行います。